

「足場の組立て等の業務」特別教育

法令改正に関する特別教育の質疑応答

Q 1. どのような作業内容で資格がいるのですか？

A 1. 平成27年7月1日より足場の組立、解体又は変更の作業に係わる業務(地上又は堅固な床上における補助作業は除く)に携わる作業者に求められる。(足場の高さ2 m以上)

Q 2. いつまでに取得すればよいのですか？

A 2. 特別教育の経過措置として、平成29年6月末迄に取得して頂くことになります。

但し、安全対策ですので早めの受講をお勧めします。

Q 3. 受講資格はありますか？

A 3. どなたでも受講できます。

Q 4. 受講時間は何時間ですか？

A 4. 経験者、未経験者で講習時間が異なります。

① 平成27年7月1日時点で作業に従事している方⇒ **3時間**

② 施行後に従事する方 ⇒ **6時間**

Q 5. 経験証明どうすれば良いのか？

A 5. 事業主の証明が必要となります。

但し、一人親方の場合、元請け、同業者から証明して頂くこととなります。それが難しい場合は本人の証明でも可とします。

Q 6. 特別教育受講を省略できる方は？

A 6. 下記の資格を取得されている方

- ① 足場の組立等作業主任者の技能講習
- ② とびに係わる 1 級又は 2 級の技能検定

詳しくはお問合せ下さい。

※：講習科目と時間

		講習時間	正規講習	業務従事者
			6 時間	3 時間
学科講習	足場及び作業の方法に関する知識		3.0	1.5
	工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識		0.5	0.25
	労働災害の防止に関する知識		1.5	0.75
	関係法令		1.0	0.5
	小計		6	3

※：講習料金

講習時間	6 時間	3 時間
受講料 (円)	9,200	7,200
テキスト代 (円)	800	800
合計 (円)	10,000	8,000